

## 第60回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時：平成19年9月27日（木） 午後2時から午後4時まで
- 2 場 所：プラザ菜の花 3階 なのはなⅠ・Ⅱ
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（9名）  
伊藤委員、磯村委員、臼田委員、鬼沢委員、轟木委員、  
榛澤委員、三浦委員、安井委員、山下委員（書面）  
事務局  
商工労働部 中島参事  
経営支援課 伊東課長、関室長、鈴木副主幹、吉野副主幹、  
畠山副主幹、吉井副主幹、古山副主幹  
県土整備部都市計画課 近藤副主幹

### 4 開 会：

#### ① 審議案件概略説明

<事務局> 本日は、第60回の審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本日お願いいたします審議案件は、新設の届出に係る審議案件として八街ショッピングセンターA街区ほか3件、変更の届出に係る審議案件としてビッグハウス旭店、計5件でございます。このほか、既存店に係る変更の届出につきまして手続を進めさせていただき、報告案件としたものがピコティ東館ほか5件の計6件でございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- ② 成立要件の確認（審議会運営規程第6条第1項の規定により、山下委員の文書による意見の開陳等を出席と認め、県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
- ③ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）
- ④ 配付資料の確認
- ⑤ 傍聴者の入室（傍聴者 2名）
- ⑥ 議事録署名人選出（議長が轟木委員と三浦委員の2名を指名した。）

## 5 議 事：

- 議題(1) 新設及び変更の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 先ほど事務局の方からありましたように、本日は5件。2カ月間休みがあった割にはそう多くありません、事前の説明を伺った限りでは特段難しい問題というか、込み入った問題の案件はなさそうだと思いますので、割にスピーディーに審議ができるのではないかと思います。

審議案件5つを始める前に、前回といいますと6月ですか、このときに御質問が出ましたことがございました。それを審議に入る前に事務局の方で説明をしていただきたいと思います。お願いします。

<事務局> それでは、審議の前に、前回、6月審議会の確認事項について経過を報告させていただきます。

会長並びに安井委員から御発言のありました(仮称)松戸新田NSCの施設西側出入口の市道に接続する部分につきまして、信号を設置して交差点内の道路とする方向で、現在も道路管理者と交通管理者の協議が継続中ですが、設置者の方から10月末ごろに開店したいという意向がありまして、道路の部分の結論が出るまで西側の出入口は入口としてのみ使用し、出口には使用しない旨の報告がありましたので、御報告いたします。

なお、道路管理者と交通管理者の協議が終了した段階で再度対応について報告をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

<伊藤会長> 交通の御専門の安井先生、そういう措置だということですが。

<安井委員> それしかないですね。

<伊藤会長> しばらく様子を見ると。とにかく協議中ということですね。

<事務局> はい。

<伊藤会長> そういうわけでございますので、前回の案件についての説明はそれで御承認いただいたと思います。

それでは、5つの案件、1つずつ参りますが、審議案件の1と2は八街の

ショッピングセンターA街区とB街区、AとBだけ違っているようで、場所が同じです。しかし、案件が別々ですので、各案件によって違う部分はよく説明をしていただいて、共通の重複する部分は簡略な説明で伺いたいと思います。では、お願いいたします。

<事務局> それでは、審議に入ります前に、本日の5件の案件につきまして場所を御説明させていただきます。OHPを御覧いただきたいと思います。

(OHP：審議案件図) まずは八街市の新設案件で、(仮称)八街ショッピングセンターA街区、B街区、続いて印西市の新設案件で(仮称)イオン千葉ニュータウンショッピングセンター南棟、市原市の新設案件でファッションセンターしまむら青柳店、旭市の変更案件でビッグハウス旭店、以上の5件になりますので、よろしくようお願いいたします。

#### ① 審議案件1「(仮称)八街ショッピングセンターA街区」について

<事務局説明> それでは、説明に入ります。

(OHP：周辺見取図) まず、新設の案件で、今申し上げました(仮称)八街ショッピングセンターA街区となります。OHPと審議資料をあわせて御覧いただきたいと思います。今、お話がありましたように、A街区とB街区が開発行為による道路を挟んで向かい合わせになっております。B街区につきましては、次の案件で説明いたします。

(OHP：広域見取図) 所在地になりますが、八街市八街で、JR総武本線八街駅の東約2kmの県道八街・三里塚線と県道八日市場・八街線の上に位置します。建物の設置者は株式会社カスミ及び大和リース株式会社、小売業者はスーパーのカスミほかとなります。敷地の概要ですが、敷地面積は1万4,872㎡、所有形態は借地で、用途地域は無指定地域となっています。建物の構造は鉄骨造平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成19年11月3日の予定ですが、現地は畑のままですので、これは遅れるものと思われます。店舗面積は4,045㎡、営業時間は午前9時から翌午前0時まで、駐車場の利用可能時間は午前8時45分から翌0時15分までとなります。荷さばき可能時間は午前2時か

ら午後 10 時までとなっております。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、OHP を御覧ください。計画地は県道 2 本に挟まれたところに位置し、北側は店舗と住宅、南側は農地と住居、東側はパチンコ店、西側は農地と店舗となります。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、八街市の意見が出されております。これにつきましては後ほど説明いたします。住民の意見につきましては、ございませんでした。

(OHP：建物配置図) 2 ページをお開きください。OHP の方は建物配置図になります。資料とあわせて御覧いただければと思います。

駐車場は、指針に基づく必要台数 199 台を上回る 212 台の駐車場を確保する計画です。申し遅れましたが、真ん中の横に道路が走っておりまして、これが先ほどの開発道路になります。これから御説明するのが下側になります。道路の下側が A 街区、後ほど説明いたしますのが上側、緑の調整池のあるほうが B 街区となります。

出入口は開発道路側に 2 カ所、県道側に 1 カ所の計 3 カ所設けます。開発道路に面する出入口は右折イン、アウトを認めております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープンセール期間等、繁忙期には交通整理員を出入口付近に配置するほか、看板の設置、路面標示により交通への支障を回避することとしております。

駐輪場は、指針参考値の駐輪台数 116 台を上回る 164 台分を確保することとしております。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は 4 カ所設けます。施設の合計面積は 424 m<sup>2</sup>、同時作業可能台数は 2 台となり、ピーク時の搬出入台数が 2 台なので、施設は充足しており、問題ないと思われれます。

(OHP：車両経路図) 経路の設定については、図のとおり、J R 八街駅及び山武市方面からの来店は県道八日市場・八街線へ誘導します。また、富里市方面からは県道八街・三里塚線から左折で開発道路に誘導します。この経路は新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、周辺に案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

(OHP：建物配置図) 3ページをお開きください。歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入口を設けるほか、専用通路をカラー表示とし、利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、計画的仕入れ、管理及びリターナブルコンテナの利用などにより廃棄物の発生量を抑え、営業活動としてお買い物袋持参運動、レジ袋の有料化、レジ袋削減の声かけなども実施することとしております。

また、リサイクル計画については、食品リサイクル法の罰則適用企業に該当することから、発生の抑制、減量、再利用に努めるほか、魚のあら、廃油の100%リサイクル、発泡スチロールの自社リサイクルセンターでの処理後の再利用、回収ボックスの設置などによりリサイクルに努めることとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

続いて防災・防犯への協力に関してですが、災害時には行政からの要請に応じて協力するとしております。防犯対策として、閉店後は開発道路出入口を閉鎖するほか、駐車場出入口の施錠、機械警備の実施、防犯カメラの設置など、適切な配慮がなされていると認められます。

4ページをお開きください。騒音について担当から説明いたします。

<事務局説明> (OHP：周辺見取図) 八街ショッピングセンターA街区は、開発道路を挟んでB街区と向かい合わせになっておりますので、現場の状況等はB街区と併せて説明させていただきます。周辺の状況ですが、計画地東西は店舗、南北に個人の住宅があります。開発道路も含めて現在草地と畑地、更地という状態です。

(OHP：写真 01) お手元の資料の図面No.4も併せて御覧ください。敷地が広いのでわかりにくいですが、上の写真はA街区の南側敷地境界の真ん中、図面4では、「C」とあるあたりから現地を撮ったものです。緑の建物がA街区の西側の薬局です。緑の畑の先の更地になっている部分がA街区の予定地になります。下の写真も同じ場所から撮っています。更地の部分はほぼA街区で、草地との境あたりが道路の予定地で、草地はB街区、草地の先に移っている青い屋根は、東側に隣接するパチンコ店の屋根です。

(OHP：写真 02) これは開発道路の予定地を撮ったものです。上の写真は

B街区の南の外れ付近から、北方向に撮ったもので、画面右側がB街区の予定地、左側がA街区の予定地になります。

下の写真はA街区の北側、県道に接しているあたりから南方向にむかって撮ったところです。開発道路予定地は更地で、駐車しているのは隣のパチンコ店の駐車場に来ている車です。

(OHP：騒音予測地点図) この店舗は午前0時までの営業時間で深夜営業があります。特にA街区はスーパーが入りますので、夜間稼動する空調機などもあり、西側と南側に設備を置き、南側については、遮音壁を設置します。

騒音のまとめは5ページにありますが、総合的な予測については、住居の位置を配慮して、AとB併せて予測し、基準は満足しています。夜間に発生する騒音ごとの予測については、午前0時までの営業ですので、車両走行音や空調等の設備音などが、敷地境界では基準を超過しています。車両走行音については、基準を超えている敷地境界地点ではなく、より影響の大きい住居に一番近い車両の走行位置から、計算していますが、保全側では基準を満足しています。申し遅れましたが、荷さばき作業は、朝2時からパン屋の車が一台来ることになっていて、この時間に昼間と同じ場所で作業を行うと、民家に影響が出てしまいますので、夜間の荷さばき作業は、店舗の前に場所を動かすという対応をとります。

このような対応をとりまして、夜間最大値については、敷地境界で指針を超過するものがありますが、保全対象側では基準を満足しており、生活環境に与える影響は軽微であると認められます。

山下委員からは、周辺の状況もあり、特に問題はないと伺っております。以上です。

<事務局説明> (OHP：建物配置図) 続いて6ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は荷さばき施設の付近に設置することとしております。容量は、全体排出予測量 19 m<sup>3</sup>を満たす 30 m<sup>3</sup>を確保しております。また、処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

7ページをお開きください。緑化計画ですが、こちらはA、B街区合わせて1,101 m<sup>2</sup>を緑化し、八街市開発指導要綱の基準である開発面積の3%をク

リアする 4.1%を確保する計画となっています。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗は平屋建てで、色彩は暖色の茶系を主体とし、外周に緑地を配置する計画としており、景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

続いて、冒頭に申し上げた市町村からの意見になります。八街市からの意見ですが、(ア)「登下校の児童生徒の安全確保に留意すること」との意見ですが、対応として、登下校時の搬入車両を1台に限定し、繁忙期には交通整理員を配置することにより児童生徒の安全確保に留意するとしております。

(イ)は環境条例の遵守、(ウ)は屋外広告物に関する意見ですが、対応としまして、いずれも適切に対応するとのことです。また、対応策に関しては、八街市は了解済みであるとのことです。住民からの意見についてはございませんでした。

最後に8ページの総合判断ですが、3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の来客車両走行音及び荷さばき車両走行音等が敷地境界で基準を上回りますが、保全対象側では基準を下回ることから、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

山下委員から提出されました意見の内容は先ほど紹介したとおりですので、省略いたします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> 何か御質問がございましたら、どうぞ。音の点は大丈夫ということですが、廃棄物も……。

<鬼沢委員> 「食品リサイクル法の基本方針に基づき」という1行があります。実は食品リサイクル法に基づいてスーパーの裏側で処理を結構ちゃんとやられているんですけども、それが消費者側の目に触れることがないものだから、食品リサイクル法の認知度が大変低くて、アンケートをとった結果、内容までを知っているという人が非常に少ないんですね。それで、この食品

リサイクル法で廃棄物をどんなふう処理して、どういうものに生まれ変わっているかという広報を、ぜひ店内のどこかに表示していただけたらいいなと思います。

<伊藤会長> 確かに食品リサイクル法は、我々、特に男の人なんかはどういうふうにかやっているのかわかりませんね。一般に消費者へのアピールというのは、新聞なんかは時々出ているけれども、それを読む人もわずかでしょうね。今、食品リサイクル法の適用を受ける側の方、つまり、それは消費者が来る場ですからね。もうちょっと何か……。

<鬼沢委員> 広報していただくと、より認知されます。

<伊藤会長> 主婦に理解されるよう努めるようにと。大変大きい問題ですけどもね。

<事務局> 県の方としましては、各設置者から事前協議等がございますので、その段階で今お話のありましたことを伝えて御協力いただけるように進めてまいります。

<伊藤会長> 鬼沢委員、これは全国的にやられてないんですか。

<鬼沢委員> 実は食品リサイクル法の見直しが終わりました、その後、今度、4つの部門に分かれてリサイクル率の数字が明確に出たんですね。今後、それぞれの業界が、リサイクルがどのぐらいまでできているかを毎年報告をしなければいけないんです。ですから、必ずやらなきゃいけないことなんですけれども、それが消費者の目に触れることが少ないものですから。特に小売店は一番消費者と接点があるところなので、ここのお店ではこんなふうに食品リサイクルをしています、どれだけの量をしていますということを、やはり店内のどこかに表示があるだけでも、より関心が高まると思います。

<伊藤会長> やっているお店はあるんですか。

<鬼沢委員> あります。これからはほぼ全店でやらなきゃいけなくなります。

<伊藤会長> 確かにごもつともなことだと思います。県の方では事前協議あたりでこういうふうになさってはと指導するというんでしょうか、強制はできないんでしょう。

<事務局> この場合、立地法の中に直接項目として入ってございませんので、なるべくやっていただけるようにというお願いをその都度していきたいと思

ます。

<伊藤会長> これ、管轄はどこでしたっけ、役所は。

<鬼沢委員> 環境省と農林水産省。

<伊藤会長> 県の方だって、それは関連するところがあるでしょう、部局がね。

<事務局> はい。環境の方の部局がございますので、こちらの方からもその旨伝えてまいりたいと思います。

<伊藤会長> ほかに何か。交通問題もよろしいですね。

<安井委員> AとBが一緒の形で評価されていますので、今まとめてよろしいですかね。

<伊藤会長> どうぞ。

<安井委員> 交差点の混雑とか、それから安全対策については特に問題ありません。警察と道路管理者ともかなり細かい協議をされていまして、個々に対応されていますので、A、Bとも問題ないと私は判断します。

<伊藤会長> 問題の音の方も、山下委員の方からはいいだろうと回答があったと。もし特段の御異議がなければ、県の「意見なし」ということで承認したいと思います。それでは、(仮称)八街ショッピングセンターAは県の「意見なし」を承認いたしました。

## ② 審議案件2 「(仮称)八街ショッピングセンターB街区」について

<伊藤会長> 次、お願いいたします。共通点は、さっきAの方で出されましたね。だから、Bだけに固有のところがありましたら。

<事務局説明> (OHP:周辺見取図) それでは、B街区の方の説明をさせていただきます。所在地等は同じでございますが、建物の設置者は大和リース株式会社単独となりまして、小売業者はドラッグストアのウエルシア関東ほかとなります。敷地の概要ですが、面積は5,268㎡、所有形態は借地で、用途地域は同じ無指定地域となります。建物のつくりはA街区と同様です。

右の欄の届出概要ですが、新設日等も同じです。店舗面積は1,441㎡、営業時間は午前9時から翌午前0時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前8時45分から翌午前0時15分までとなります。荷さばき可能時間帯は午前6時

から午後 10 時となっています。周辺環境はA街区と同様となります。 市町村意見・住民意見についてもA街区と同様です。

(OHP：建物配置図) 2 ページをお開きいただきたいと思います。駐車場は、指針に基づく必要台数 55 台を上回る 98 台の駐車場を確保する計画です。出入口は入口専用、出口専用各 1 カ所の計 2 カ所となります。

また、交通への支障を回避する方策はA街区と同様となります。

駐輪場につきましてですが、指針参考値の駐輪台数 41 台を上回る 46 台分を確保することとしております。これをもちまして、ともに充足していると認められます。

荷さばき施設は 2 カ所設け、施設合計の面積は 134 m<sup>2</sup>、同時作業可能台数は 1 台ですが、1 日の搬出入車両が 3 台なので、施設は充足しており、問題ないと思われます。経路等につきましても、A街区と同様です。

3 ページの歩行者の利便性ですが、こちらもA街区と同様です。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、廃棄物の減量化につきましては、計画的仕入れ、管理による発生量の抑制、リターナブルコンテナの利用、過剰包装の抑制、レジ袋削減の声かけに努めることとしているほか、段ボールの 100%リサイクル、ガラス瓶、ペットボトル等は分別してリサイクルすることとしており、必要な配慮がされていると認められます。防災・防犯への協力ですが、こちらもA街区と同様となります。

4 ページの騒音について、説明いたします。

<事務局説明> (OHP：騒音発生源位置図) 現場の状況や総合的な騒音の予測評価についてはA、B併せて御説明しましたので、省略させていただきます。

夜間に発生する個別の騒音についてですが、こちらはA街区と違って、夜間に荷さばき作業はございません。夜間営業に伴って稼動する空調機が敷地境界で基準を超えています。隣接するのは、パチンコ店ですが、駐車場でも音を遮るものがないので、パチンコ店敷地を挟んで立地する住宅で予測をしたところ、保全側では基準以下となり、生活に与える影響は軽微であると思われます。

山下委員からも特に問題はないということでもございました。

<事務局説明> (OHP：建物配置図) 続いて 6 ページの廃棄物についてですが、保

管施設は荷さばき施設の付近に設置することとしております。容量は全体排出予測量 7 m<sup>3</sup>を満たす 23 m<sup>3</sup>を確保しております。処理方法につきましても、A街区と同様です。

7 ページの緑化計画も A 街区と同様で、市町村の意見につきましても、いずれも A 街区と同様となります。

最後に 8 ページの総合判断ですが、騒音のところで申し上げましたが、等価騒音レベルは基準を満たしております。夜間の空調室外機音が敷地境界で基準を上回りますが、保全対象側では基準を満足することから、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1 の駐車・駐輪需要、4 の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺生活環境の保持に関しても適正に配慮されていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

山下委員の意見も、さきほど説明したとおりです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> こちらの方は薬品の専門店ですから、先ほどの食品スーパーとは違うんですが、何かございますか。

<轟木委員> 八街市の方からの意見で「登下校の児童生徒の安全確保」というふうに書いているんですけども、お近くに学校があるんでしょうか。

<事務局> (OHP: 広域見取図) 学校は、鉄道の駅がここなんですけれども、こちらの方に小学校が 1 つございます。この地区も学区になっておりまして、こちらの方の県道八街・三里塚線を通る生徒さんがいると聞いています。これが 1 km 圏内でございますけれども、1 km 圏内には学校はございません。

<轟木委員> その道路には、車道のほかに歩行者専用道路というのが設置されているんですか。

<事務局> (OHP: 建物配置図) 専用の歩道はございません。これが状況なんですけれども。

<轟木委員> 横の白いところですか。

<事務局> そうです。こういう形になっております。

<轟木委員> 平面は平面なんですね。

<事務局> そうですね。比較的歩くスペースとしてはございますけれども、専用の形にはなってございません。

<轟木委員> わかりました。ありがとうございます。

<伊藤会長> ほかに……。それでは、特段の御意見がないようですし、問題点も専門の方からは特にないので、この案件、県の「意見なし」ということを承認したいと思います。ありがとうございます。

③ 審議案件3 「(仮称)イオン千葉ニュータウンショッピングセンター(南棟)」について

<伊藤会長> それでは、3つ目に参ります。今度はイオン千葉ニュータウンですけれども、イオンがドンキホーテという業種に貸すと。営業するのはそちらで、イオンモールは建物設置者だということですね。これが千葉ニュータウン、という皆さんご存じのところですね。では、お願いします。

<事務局説明> (OHP:広域見取図) それでは、続きまして審議案件の3になりますが、名称は(仮称)イオン千葉ニュータウンショッピングセンター南棟となります。OHPと審議資料の1ページをあわせて御覧ください。

所在地は印西市中央北で、北総鉄道の千葉ニュータウン中央駅の西側約300mに位置します。建物の設置者はイオンモール株式会社、小売業者は雑貨販売のドンキホーテほかとなります。敷地の概要ですが、敷地面積は2万472㎡、土地は借地で、用途地域は商業地域となっています。建物構造は鉄筋コンクリート造2階建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成19年11月20日、店舗面積は7,206㎡、営業時間は午前9時から翌午前9時まで24時間となっております。駐車場の利用可能時間は午前8時半から翌午前8時半と、同じ24時間となります。荷さばき可能時間帯は午前9時から翌午前9時となっております。

(OHP:周辺見取図) 続いて周辺の環境ですが、OHPを御覧いただきたいと思います。計画地は千葉ニュータウン中央駅の近くですが、北側は道路を挟み同じイオンの店舗、南側は国道及び鉄道敷を挟み建設中のマンションがあります。東側は道路を挟み店舗と空き地、西側は道路を挟み商業施設に

なります。北西の交差点の先が住宅地となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、印西市の意見が出されています。これにつきましては、後ほど説明いたします。住民の意見はございませんでした。

(OHP：配置図) 2ページをお開きください。駐車場は、指針に基づく必要台数 337 台を上回る 342 台の駐車場を平面及び屋上に確保する計画です。出入口は 2カ所設けます。店舗前面のカーブした道路については、この店舗の専用となるため右折インを認めており、敷地の東側は 2 期工事の予定ですが、非常の場合等に備え、こちらの出入口も設置することとしております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン期間等の繁忙期には交通整理員を出入口に配置し、交通への支障を回避することとしているほか、店内掲示、フロアガイド、ホームページによる公共交通機関の利用も呼びかけます。

また、駐輪場は、印西市の附置義務条例により算出した 305 台を確保しており、指針参考値の駐輪台数 205 台も上回っております。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は店舗の西側に 1カ所設けます。施設合計の面積は 572 m<sup>2</sup>と十分に設け、同時作業可能台数は 5 台であり、ピーク時間帯の搬入台数も 5 台なので、施設は充足しており、問題はないと思われま

(OHP：来店ルート図) 経路設定についてですが、南東方面からの来店のみ No. 2 の出入口に誘導します。他方面からは、北側の交差点から No. 1 出入口を利用するようになります。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、駐車場内に案内看板を設置することとしており、必要な配慮がされていると認められます。

(OHP：配置図) 3ページをお開きください。歩行者の利便性については、歩行者専用出入口、専用通路、横断歩道、夜間照明を設置することにより利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、段ボールの減量化のため、折り込みコンテナの利用、過剰包装の縮減、レジ袋削減の声かけにより廃棄物の発生量を抑えることと

しております。

また、リサイクル計画については、段ボールの古紙としての再利用、缶、瓶、ペットボトル等のリサイクルに努めることとしております。また、設置者であるイオンモールの I S O 140001 環境目標の 1 つであるゼロエミッションショッピングセンターを目指し、廃棄物を 17 分別し、品目ごとの再資源化を目指しており、必要な配慮がなされていると認められます。

防災・防犯への協力に関してですが、災害時には行政からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、警備員の 24 時間常駐と定期的巡回、防犯カメラ及び夜間照明の設置など、適切な配慮がなされていると認められます。

4 ページをお開きください。騒音について説明します。

<事務局説明> (OHP：周辺見取図) 今回の届出は、千葉ニュータウンのイオンショッピングセンターに新しい建物が増えるというものです。隣接するイオンのモール棟とシネマ棟については、平成 17 年、ちょうど 2 年前の 9 月に御審議いただいた案件で、その折に住民の方からいろんな御意見をたくさんいただきました。そういう経緯がありますので、設置者は、継続して周辺住民の方と協議の場を持ってきたと聞いております。モール棟新設当時から、今回の計画地についても、何か商業施設にしたいという計画があったと聞いております。

(OHP：騒音予測地点図 1) 店舗そのものは商業地域に立地し、直接隣接している住居はありませんが、西側交差点を挟んで第 1 種中高層住居地域がありますし、北総鉄道を挟んだ南側は、届出時は更地だった所が、現在、高層のマンションが建設されておりますので、高さ方向も予測計算しているというところです。

(OHP：写真 01) 現地の写真を御覧ください。上の写真の右側がニュータウン駅の方向で、手前が建設中の店舗、その後ろにイオンモールのモール棟とシネマ棟が見えます。上の写真は反対側から見たところです。建設中の店舗と道路を挟んで右側が北総鉄道です。

(OHP：写真 02) 先ほどお話しした、西側交差点を挟んだ第 1 種中高層住居地域の様子としては、上の写真の中層住宅が騒音の予測地点 A で、住居の手前にコンビニがあります。それから、下の写真は左側が建設中の店舗で、

北総鉄道を挟んで高層住宅が建築中という状態です。

(OHP：騒音予測地点図2) 騒音の予測結果は、24時間営業で夜間の荷さばき作業などがありますので、敷地境界では基準を超過していますが、住居側、それから住居が建つ可能性のある地域を予測したところ、保全対象側では基準を満足するという状況で、生活環境に与える騒音の影響は軽微であると認められます。この案件については住民の方からの御意見もございませんでしたし、山下委員からも、騒音については特に問題なしと聞いております。以上です。

<伊藤会長> 現在のところは騒音とか交通とか、余り問題のなさそうな場所で、イオンが建て増してドンキホーテが入るということですね。

<事務局説明> (OHP：配置図) 廃棄物について御説明がまだでしたので、続いて6ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は、荷さばき施設の付近に3カ所設置することとしております。容量は全体排出予測量 29 m<sup>3</sup>を満たす 61 m<sup>3</sup>を確保しております。また、処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

7ページをお開きください。緑化の計画ですが、1,024 m<sup>2</sup>を緑化し、印西市開発行為指導要綱による敷地面積の5%をクリアする計画となっております。

街並みづくり、景観への配慮としては、看板及び広告塔の大きさや店舗外壁の色彩等を考慮し、景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

続いて、冒頭に申し上げました市町村からの意見になります。印西市からの意見ですが、(ア)、(イ)として、車両及び歩行者に対する誘導等の徹底についての意見ですが、対応として、混雑時の交通整理員の配置、歩行者通路及び横断歩道等の設置により対応するとのこと。 (ウ)として、廃棄物の減量化、資源化及び計画書の提出、責任者の選任に関する意見ですが、対応として、減量化、資源化に取り組み、計画書の提出、管理者の選任を行うとしております。(エ)として、まちづくり推進条例による防災対策の徹底に関しても地域の一員として取り組むとしております。以下、法令及び条

例等の遵守、説明会の実施等について意見が出されておりますが、いずれも適切に対応することとしております。これらの対応について、印西市は了解済みであるとのことです。住民からの意見についてはございませんでした。

最後に9ページの総合判断ですが、先ほども説明しましたが、3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしていますが、夜間の荷さばき車両走行音、来客車両走行音等が敷地境界で基準値を上回ります。しかしながら、保全対象側では基準値以下であり、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> それでは、この案件の審議ですが、どうですか。場所がこういうところですから、余りなさそうだと。印西市の方からの意見はあるんですけども、適切に対応するという回答です。もし特段の御意見がなければ、県の「意見なし」というので承認したいと思います。ありがとうございました。

#### ④ 審議案件4 「ファッションセンターしまむら青柳店」について

<伊藤会長> 4番目へ参ります。ファッションセンターしまむら青柳店でございます。お願いします。

<事務局説明> (OHP: 広域見取図) それでは、審議案件の4の説明に入ります。新設案件になりますが、名称はファッションセンターしまむら青柳店となります。OHPと審議資料をあわせて御覧いただきたいと思っております。

所在地は市原市青柳で、JR内房線の姉ヶ崎駅の北東約2kmの内房線と国道16号線の間土地区画整理地内に位置します。この建物の設置者は株式会社しまむら、小売業者も「しまむら」となります。この店舗は、平成18年12月から1,000㎡未満で営業していた店舗の増床により届出されたものになります。敷地の概要ですが、敷地面積は4,034㎡、所有形態は借地で、用途地域は第1種住居地域となっております。建物構造は鉄骨造平屋建てとな

ります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成19年10月17日、店舗面積は1,255㎡、営業時間は午前10時から午後8時までとなり、夜間の営業はございません。駐車場の利用可能時間は午前9時45分から午後8時15分までとなります。荷さばき可能時間は午後9時から翌午前2時となっております。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、計画地は土地区画整理地内に位置したところで、北側は交差点を挟み住居、南側は住居と公園、東側は道路を挟み公共施設、西側は道路を挟み空き地となります。

この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、市原市の意見が出されています。これについては後ほど説明します。住民の意見はございませんでした。

(OHP：配置図) 2ページをお開きください。駐車場は、指針に基づく必要台数42台を上回る69台の駐車場を確保する計画です。出入口は店舗敷地部分に3カ所設けます。すべて左折イン、左折アウトになります。

また、交通への支障を回避するための方策として、案内看板の設置及びオープンセール期間中の繁忙期に交通整理員を配置し、交通への支障を回避することとしています。

また、駐輪場は、指針参考値の駐輪台数36台を上回る55台分を確保することとしています。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は1カ所で、面積は76㎡、同時作業可能台数は1台となりますが、1日に1台の搬入なので、施設は充足しており、問題はないと思われれます。

(OHP：来店客想定経路図) 経路設定については、すべての方向から左折インできるように誘導をいたします。この経路は新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、駐車場内に案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

(OHP：配置図) 3ページをお開きください。歩行者の利便性については、歩道側に店舗入口の設置、夜間照明の設置により利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、段ボールの再利用、ハンガー納品の実施、レジ袋削減の声かけ等により廃棄物の発生量を抑えることとしております。

また、リサイクル計画については、不要なハンガーの配布、納品時の商品が入っていた袋を店舗作業用で再利用、缶、瓶等のリサイクルに努めることとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

防災・防犯への協力に関してですが、行政からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、閉店後の駐車場の施錠、防犯カメラの設置など、適切な配慮がなされていると認められます。

4 ページをお開きください。騒音について担当から説明いたします。

<事務局説明> (OHP：周辺見取図) 土地区画整理中の地域で、比較的計画的に店舗が建っています。北東側は、店舗が並び、今、記載上空白の土地も店舗が建っています。南東側はコミュニティセンター、南西側は公園と、B地点付近から住宅があり、北西側は空地进行を挟んで住宅という状況です。

(OHP：写真 01) 既に営業中の店舗で、下の写真の左側が建設中の公共施設、コミュニティセンターです。コミュニティセンターのある側に荷さばき施設を設けてあります。

衣料品店で、夜間営業はありませんが、荷さばき作業を夜間時間帯に行います。そのため、周辺への影響が一番少ない場所を考え、建物の北東側に荷さばきの車両を置いて作業をするということになっています。

(OHP：用途地域指定図) といいますのは、店舗の立地は第一種住居地域ですけれども、北西側のB地点や公園は、第一種低層住居専用地域という、騒音規制法で基準の一番厳しい地域になります。そのため、住居から一番離れていて、さらに建物で音が遮られる場所で荷さばき作業をするのがよいと考えたようです。県に届出をする前に既設部分の営業を始めていますが、店舗を建設する時点でそういうことを考えて設計したということです。

(OHP：周辺見取図) 周辺の住居の張りつき方や用途地域を踏まえて、B地点と、空地は音が直接届きますので、A地点を夜間の騒音の予測地点としています。

(OHP：写真 02) 上の写真が、道路と空地进行を挟みA地点、下の写真は、店

舗の駐車場の先に写っている一番左側の住居がB地点で、その隣は公園です。

(OHP：騒音予測地点図) 騒音の予測結果は、夜間に荷さばき作業がありますので、敷地境界では荷さばき車両の走行音が基準を超えてしまいますけれども、保全側A地点では基準を満足しており、生活環境に与える影響は軽微であると認められます。

山下委員からは、「「しまむら」は過去に、騒音に係る問題がいろいろあったところですが、この案件については、近隣への騒音の影響には配慮されているようですが、ただ、敷地が第一種低層住居専用地域などに隣接していることに照らして、荷さばき、駐車場等に伴う騒音に関しては細心の注意を払った対応を強く希望します」という御意見をいただいております。この店舗は既に営業しており、今現在、苦情がないということは確認していますが、届出時点よりも周辺に住居が増えているという状況ですので、山下委員の御意見については特に設置者に強く申し伝えたいと思います。

騒音については以上です。

<事務局説明> (OHP：配置図) 続きまして6ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は荷さばき施設の付近に設置することとしており、容量は全体排出予測量13 m<sup>3</sup>を満たす16 m<sup>3</sup>を確保しております。また、処理方法についても、許可業者による敷地外処理を7日に1回、生ごみについては2日に1回の頻度で行うこととしており、業態を考慮いたしますと適切な配慮がなされていると認められます。

7ページをお開きください。緑化計画ですが、土地区画整理地のため義務規定はありませんが、フラワーポットを設置することとしております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗はシンプルな平屋建てとし、ベージュを基調にした落ちついたカラーとして景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

続いて、冒頭に申し上げました市町村からの意見になります。市原市からの意見ですが、災害時における物資の供給要請と一時避難場所の利用についての意見です。対応として、災害発生時は可能な範囲で協力するとしております。これにつきまして、市原市は了解済みであるとのこと。住民からの意見についてはございませんでした。

最後に8ページの総合判断ですが、先ほど申し上げましたとおり、3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の最大値では、荷さばき車両走行音が敷地境界で基準を上回りますが、保全対象側では基準を下回ることから、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。山下委員からの意見は、さきほど紹介したとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

<伊藤会長> ちょっと騒音の方が心配だったんですけども、保全対象地域では基準以下であると。それでも第1種低層住居専用地域に隣接しているというので、細心の注意を払うようにという山下委員からの意見が出ましたので、これを伝えていただくということでございます。

そのほかにつきまして、いかがでしょうか。

<安井委員> 交通に関しては拝見させてもらいましたけれども、交通量的にも特に問題ないです。

交通量調査の資料はあるんですけども、エは開店後の予測になってますね。その予測の部分の資料が全くないので。これだけの駐車台数ですと特に問題ないと思うんですけども、資料請求だけはしておいていただければと思います。

<事務局> はい。それでは、設置者の方に請求して、後ほど資料として正しくそろえるようにしてまいりたいと思います。

<伊藤会長> これは保存される計画書だから、ないままにしておかないほうがいいですよ。

<事務局> はい、かしこまりました。

<伊藤会長> それから、出店計画書の中に後からそれを入れていただくということ。

<伊藤会長> ほかに特にございませんでしょうか。もしなければ、あと大きな問題はなさそうですから、県の「意見なし」というのを承認したいと思います。

ありがとうございました。

⑤ 審議案件 5 「ビッグハウス旭店」について

<伊藤会長> それでは、最後の案件、ビッグハウス旭店ですが、これは建物設置者がタイヨーで、既存の食料品と衣料品など3つの業者が入ることになるんですね。タイヨー、ミヤマ、サンドラッグというところでございまして、結構大きいんですね、4,000㎡。では、お願いいたします。

<事務局説明> (OHP：広域見取図) それでは、最後の審議案件5、ビッグハウス旭店になります。資料の1ページを御覧ください。

所在地は旭市二で、JR総武本線千潟駅の東1.2kmの国道126号線沿いに位置します。建物の設置者は株式会社タイヨー、小売業者は食品スーパーのタイヨーほか、今回の増床部分に衣料品店及び医薬品店が入店の予定です。敷地の概要ですが、面積は1万6,532㎡、所有形態は自己所有及び定期借地で、用途地域は準工業地域となっています。建物構造は鉄骨造平屋建てになります。新設の部分の建物も同様となります。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、店舗は126号線沿いに位置し、北側は国道と河川を挟んで農地と戸建ての住宅、南側は住宅、東側は飲食店と住宅、西側は店舗と工場となっております。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成19年10月17日、営業時間は午前8時から翌午前0時で、変更はございません。駐車場利用可能時間帯は午前7時45分から翌午前0時15分となっており、こちらも変更はございません。住宅側に面した既存の駐車場2は午後10時までの利用となります。

(OHP：建物配置図) 続いて、変更しようとする事項について説明いたします。(1)の店舗面積は、変更前が1,954㎡で、2,189㎡増床し、変更後が合計で4,143㎡となります。OHPの下側の建物が増床されることとなります。

2ページをお開きください。(7)の荷さばき可能時間帯は、変更前の午前4時から午後7時までを午前4時から午後9時半までに変更します。

(2)から2ページの(6)までの変更内容につきましては、各項目のページで説明いたします。

なお、この案件に関する市町村・住民等からの意見はございませんでした。

続いて、3ページになります。駐車場は、建物外平面駐車場に408台確保しております。これは変更前の248台から160台の増加となり、指針から積算した205台を上回っております。また、出入口の数ですが、既存の7カ所、それから増設店舗の駐車場に2カ所を増設して、合計で9カ所となります。

交通への支障を回避する方策としては、出入口付近に案内看板の設置、誘導用矢印の路面標示を行うこととしております。

駐輪場は142台確保しております。これは変更前の60台から82台増加し、指針の参考値から積算した118台を上回っております。このことから駐車・駐輪需要については充足していると認められます。

続いて荷さばき施設ですが、既存の施設は2カ所、188㎡でしたが、新たに2カ所、78㎡増設しまして、合計で4カ所、面積は266㎡となります。同時作業可能台数は6台で、ピーク時の搬出入車両台数が9台となりますが、処理時間を考慮すると支障はないと思われます。したがいまして、施設は充足していると認められます。

(OHP：経路設定図) 経路の設定に関しては経路設定図のとおりであります。出入口が国道に面しており、左折イン、左折アウトとしておりますので、旭方面からはそのまま左折で来店し、干潟方面からは手前の交差点を左折、店舗から旭寄りの交差点を右折して来店することとなります。駐車場出入口に案内看板を設置するほか、新聞折り込みチラシに案内経路を掲載し、周知することとしております。

(OHP：建物配置図) 4ページをお開きください。歩行者の利便性については、駐車場内の歩行者通路をカラー表示し、夜間照明は暗がりをつくらないように配慮することとしております。

廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、搬入時はパレット納品、コンテナの使用を推進して段ボール等の減量、仕入れ及び販売方法の管理徹底、業務に係るコピー用紙等の削減を図ることとしております。

リサイクル計画については、既存のスーパーは食品リサイクル法に基づき発生の抑制、減量、再利用化に努めることとしているほか、リサイクルボックスの設置、段ボール等は専門業者によりリサイクルを図るとしており、必

要な配慮がなされていると認められます。

防災については、関係機関の要請により防災協定を締結する。防犯については、閉店時の駐車場出入口の施錠、照明の配慮、緊急時の通報体制の整備などを行うとしております。

5 ページからの騒音について担当から説明します。

<事務局> (OHP：騒音発生源位置図) 増床前の店舗は、大店法の時代から営業しているスーパーで、平成 17 年に、夜 9 時から 0 時まで営業時間の延長をする旨の届出がでています。その後、隣接地を手に入れて増床するということです。住居は北側と南側にあり、南側の住居は、町工場兼用で、いろいろな作業をなさっているお宅もあり、その南側は、すぐ JR 総武本線が走っています。用途地域も準工業地域で、騒音の規制は緩やかな地域になります。

(OHP：写真 01) 上の写真が既存店で、下が増床する店舗です。現在、工事中で、写真に写っているのは工事車両です。それから、上の写真の右側に写っている建物は、飲食店だったみたいですが、現在は空店舗で、住居ではございません。

騒音の予測については、対策は既存店も併せて記載してはいますが、予測そのものは増床棟についてのみ行っています。

(OHP：騒音発生源位置図) 先ほど写真を見ていただいたように、既存駐車場の建物は空店舗ですので、住宅のある南側と、道路と川を挟んだ向かいの北側を予測地点にしています。

(OHP：写真 02) 写真は、先ほど機械が並んでいた建物南側で、荷さばき施設もあります。空気を挟んで工場兼住居です。

(OHP：写真 03) これは店舗前の道路です。増床棟の出入口の前あたりの状況です。上の写真は干潟方面へ向かいます。明治川という川があり、騒音予測地点 C は、ちょうど真ん中辺になります。

騒音の予測結果は資料の 6 ページになります。夜間営業がありますので、来客車両走行音が、敷地境界では夜間最大値の予測が基準を超えますが、川を挟んで距離がありますので、保全対象側では基準を満足しており、生活環境へ与える影響は軽微であると認められます。

山下委員からも、周辺の状況を鑑みて特に問題はありませんということで

した。以上です。

<事務局説明> (OHP：施設配置図) 続いて、7ページを御覧ください。廃棄物についてですが、既存の施設は1カ所、93 m<sup>3</sup>でしたが、新たに1カ所、50 m<sup>3</sup>増設し、合計で2カ所、容量は143 m<sup>3</sup>となります。これは指針の排出予測量19.32 m<sup>3</sup>を上回る十分な容量を確保しています。また、処理方法については許可業者に委託し、敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

8ページをお開きください。緑化計画ですが、増床部分の敷地面積の3.2%を確保する320 m<sup>2</sup>を緑化することとしており、都市計画法の3%をクリアしています。また、店舗の色調、形状や夜間照明の照射角度についても周辺への配慮が見られます。

市町村・住民等からの意見ですが、ともにございませんでした。

最後に9ページの総合判断ですが、騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の来客車両走行音が敷地境界で基準を上回りますが、保全対象側では基準を下回ることから、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

山下委員からの意見は先ほど紹介したとおりですので、省略させていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> 既に2,000 m<sup>2</sup>ぐらい営業している。その横にふやすという案件ですね。廃棄物ですが、鬼沢委員、いかがですか。

<鬼沢委員> 1つ質問なんですけれども、こちらの計画書の方の19ページに廃棄物収集作業に係る力の表示があるんです。既存の廃棄物と、もう1つ新たに作るものとありますけれども、ここは今、店舗が3種類あるわけですが、一括してそこに出されるということによろしいんですね。

<事務局> 御指摘のとおり、廃棄物保管施設は、こことこちらになります。現在既に営業をしておりますのが、ここが食品スーパーになります。ここがビッグ

リカーというお酒の部門の営業をしておりますが、こちらの2つを一括しまして、既存の廃棄物処理施設で処理を行います。こちらの方が衣料品専門店とドラッグストアの出店になりますが、そちら2つ分、新設の施設で処理をするという計画になっております。

<鬼沢委員> 回収は、そこに1台の車が来て回収をしていくということで。

<事務局> 基本的にそういう形です。

<鬼沢委員> 19ページのこの書き方を見ると、ビッグハウス、ビッグリカーとサンドラッグ、ミヤマが同じところに別々に収集に来るのかなという疑問があったものですから、申しわけありません。ありがとうございます。

<伊藤会長> ほかにいかがでしょうか。騒音の方も、ここはよろしいと山下委員から出ております。

交通も、安井先生、ここは特に……。

<安井委員> はい。

<伊藤会長> それでは、皆さん、特段の御意見がないということですし、専門の先生からもよかろうということですので、県の「意見なし」を承認したいと思っております。

以上、5つの案件は全部、県の「意見なし」を承認いたしまして、1件だけ、交通量調査に予測資料を入れていただくというのが注文としてつきました。

○ 議題(2) 変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、審議案件5つ全部終わりました、お手元に出ております報告案件の一覧ですが、閉店時刻の変更とか駐車場の位置変更ですか。これをごく簡単に説明してください。

<事務局説明> それでは、今回の報告案件について説明いたします。お手元の資料の一覧表を御覧いただきたいと思っております。全部で6件でございます。

変更事項につきましては、開店時刻等の変更が4件、駐車場の位置等にかかわるものが3件、3番のスーパービバホームにつきましては両方変更がございます。このうち、No.2のエコス茂原店に関しまして市の意見がございま

した。

資料の3枚目を御覧いただきたいと思います。変更内容は営業時間帯の変更に関してですが、市の方からは、廃棄物の減量化及びリサイクルの促進、駐車場でのからぶかし禁止、アイドリングストップの徹底、法律及び条例の遵守について意見がございました。設置者の対応策として、現在も対応しているが、今後も継続して対応するとの報告があり、茂原市は了解済みとのことです。県としましては適切な対応策であると判断し、県の「意見なし」として決定した旨、通知をいたしました。他の案件については、市町村意見及び住民意見はございませんでした。内容について、施設の配置及び運営方法等は適正に配慮されていると認められるため、いずれも県の「意見なし」として決定した旨、通知をいたしました。以上でございます。

<伊藤会長> もし後で御覧いただいて、委員で御質問がございましたら問い合わせていただくということにいたしたいと思います。

以上、審議案件と報告案件を終わりましたので、ここで傍聴の方に御退席をいただきます。

(傍聴者退室)

議題(3) その他については、次のとおりであった。

配付資料(届出状況一覧)の補足説明と次回開催の日程確認(第61回千葉県大規模小売店舗立地審議会10月25日(木)午後2時から)を行った。

6 閉 会 : 午後3時39分

以上

平成 年 月 日

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印